

令和3年 第8回

港区教育委員会臨時会会議録

令和3年3月23日（火）

港区教育委員会

日 時 令和3年3月23日（火） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室（テレビ会議）

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	村 山 正 一
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	学校施設担当課長	増 田 祐 士
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務課	田 邊 真

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区奨学資金運営協議会規程の廃止について
- 2 港区教育委員会事務局組織規程等の一部改正について
- 3 港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について
- 4 港区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 6 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

について

7 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第2 教育長の臨時代理に係る報告事項

- 1 港区立生涯学習センター101学習室及び学習情報ルームの臨時休止について
- 2 緊急事態宣言の解除等を踏まえた区施設及び事業等における対応について

日程第3 報告事項

- 1 令和3年度予算特別委員会の総括質問について
- 2 寄付の受領について
- 3 「家庭で大切にしたいことハンドブック」の改訂について
- 4 令和2年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 5 後援名義等の2月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について
- 9 図書館の②月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の2月行事实績について
- 11 図書館・郷土歴史館の4月行事予定について
- 12 4月教育人事企画課事業予定について
- 13 みなと科学館の2月利用状況について

「開会」

○教育長 それでは、令和3年第8回港区教育委員会臨時会を開会したいと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は山内委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

まず本日の運営についてお諮りをいたします。審議事項第7「港区立幼稚園教育職員の人事について」は非公開での審議とし、日程を変更して審議事項の一番初めに行いたいと思います。以上のことについて、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。異議がないということですので、審議事項第7については、日程を変更して、審議事項の初めに行い、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づいて非公開といたします。

日程第1 審議事項

7 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。

(非公開審議)

1 港区奨学資金運営協議会規程の廃止について

○教育長 次に、議案第25号「港区奨学資金運営協議会規程の廃止について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 では、議案第25号「港区奨学資金運営協議会規程の廃止について」ご審議いただきたいと思います。資料ナンバーが1となります。資料の一番最後、1-2を御覧ください。

審議内容ですけれども、改正後の奨学資金制度に基づく、令和3年4月期からの貸付・給付奨学生の選考を行うため、従来の港区奨学資金運営協議会に替えて、新たに教育長を委員長とする港区奨学資金選考等委員会を設置いたしました。それに伴いまして、こちらの協議会については令和2年度をもって廃止をするため所定の規程を廃止させていただきたいと思っております。

廃止理由ですが、一部かぶりますけれども、港区奨学資金に関する条例施行規則第16条で、奨学生の決定、返還方法等の決定に当たり必要と認めるとき意見を求めるため、本協議会が設置をされています。制度の改正に伴い、大学等を対象とした給付制度の創設ですとか、在学生の応募対象を拡大し、今回のコロナ禍のような臨時的な事態にも対応できるように改正を行って

いるところです。また、全庁的にも会議体の統廃合、会議体の長の変更を行っておりまして、この奨学資金についても、公正で適正な運営を維持しつつ、効率的で迅速に対応できる運営体制を構築するため、1月に港区奨学資金選考等委員会を要綱で設置をいたしました。この協議会から新たな会議体が発足し、令和2年度をもって協議会を廃止するため、港区奨学資金運営協議会規程を廃止させていただきたいと思っております。

下の参考に、選考等委員会と運営協議会のメンバーの構成員の比較を載せさせていただいていますが、運営協議会については副区長が委員長、選考委員会については教育長が長となっています。また、委員につきましても、人数を絞り、できるだけ速やかに開催ができるように少しスリム化をさせていただいているところです。

施行期日については、令和3年4月1日です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第25号については、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第25号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

2 港区教育委員会事務局組織規程等の一部改正について

○教育長 次に、議案第26号「港区教育委員会事務局組織規程等の一部改正について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第26号「港区教育委員会事務局組織規程等の一部改正について」ご説明をさせていただきます。資料ナンバー2番になります。最初に、一番最後についています資料ナンバー2-3を御覧ください。

審議内容ですけれども、令和3年度に向け必要な規程の整備を行うため港区教育委員会事務局組織規程ほか2件の訓令を改正させていただきたいと考えております。

1番、改正等の対象となる訓令については、記載のとおり3号となります。

改正の概要ですけれども、令和2年度の組織改正に当たり規程整備を行いましたけれども、組織・課長名、分掌事務等にまだ未整備な部分があったので、そちらの規程について必要な改正を行い、正確な規程と改正をさせていただきたいと思っています。

施行期日については、令和3年4月1日です。

改正の内容ですけれども、新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。資料ナンバー2-2をご覧くださいませでしょうか。下段が現行規程、上段が改正案になります。

初めに教育委員会事務局の組織規程になりますけれども、こちらの第3条の第3項で、今は組織改正で教育人事企画課になっていますが、まだ「教育指導課」と、そちらの改正が漏れて

いました。

また、第5条の第3項及び第4項、第5項におきまして、教育指導課長という名称がまだ残っておりますので、それを教育人事企画課長に改めます。

また、新旧対照表の2ページ目。第7条の2、「学校教育部の事務分掌」ということで、特別支援教育担当の第2号、現行は「特別支援学級の運営に関すること」でしたが、正確を期すために、「特別支援学級の設置及び運営」に改めさせていただきます。

それから4ページ目を御覧ください。教育委員会の文書管理規程です。現行、こちらは教育センターの文書管理の部分になりますけれども、「文書取扱主任は、所長をもって充てる。」となっています。従来の組織ですと、文書取扱主任は係長級が担うことになっていまして、所長が係長級でしたので、所長をもって充てていましたけれども、令和2年4月1日以降、こちらが課長級の組織になりましたので、本来はその庶務を担う教育支援係長が文書取扱主任となっていますので、その実態に合わせて「所長」を「教育支援係長」と改正させていただきます。

最後、幼稚園教育管理職の人事評価に関する規程です。5ページ目になります。

こちらの園長部分につきましては「教育人事企画課長」と既に改正ができていたんですけども、副園長の部分の第二次評価者、今の規程ですと「教育指導課長」になっていますが、本来教育人事企画課長が行いますので、現状に合わせて副園長の二次評価者の部分を「教育人事企画課長」に改めさせていただきます。

改正部分については以上となります。規定の漏れがありまして大変申し訳ございませんでした。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第26号については、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないということですので、議案第26号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

3 港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について

○教育長 次に、議案第27号「港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第27号「港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について」説明をさせていただきます。資料ナンバー3になります。1枚おめくりいただいて、「債権放棄について」というところを御覧ください。毎年、奨学資金の貸付金滞納分で回収の見込みがないものについては、逐次調査をし、債権放棄を例年行っているところですが、今年度についての4件

についてお諮りをさせていただきたいと思います。

放棄に当たりましては、債権管理条例第13条に基づき、回収困難な債権を放棄することとなっています。資料の最後のページに、参考資料として債権放棄の事由、2番のところに1号から7号まで書かれておりますけれども、今回は2号の破産、それから7号の消滅時効、こちらの規定を適用しての放棄となります。

1番の「経緯」ですけれども、奨学資金の貸付において回収が困難な債権につきまして、令和3年3月19日、区の債権管理委員会に付議をして、次の4件の債権について放棄が了承をされました。

1番については、1979年4月から貸付を行い、16万円のところ未返還額が16万、全く返還がなされていない状況でしたが、主債務者、連帯保証人ともに時効満了のため放棄をするものです。

2番目につきましては、1985年4月から貸付を行ってございましたけれども、途中一部返還がございましたけれども、37万4,000円の貸付に対し未返還額が27万円という状況ですが、主債務者、連帯保証人とも時効満了のため放棄をしたいと考えています。

3番目の方については、1986年4月からの貸付ですが、48万4,000円に対して5,000円ほどの返還がありましたが、その後未納の状態が続き、未返還額が47万9,000円となっています。こちらも主債務者、連帯保証人いずれも時効満了のための放棄となっています。

4番目の方は、1995年4月から貸付を行い、全部で110万円の貸付に対し返還がございませんでしたので、満額の未返還額となっています。こちらについては、主債務者が破産免責を受け、連帯保証人については時効が到来したため放棄をするものです。

主債務者、連帯保証人、時効の方についてはいずれも何回か催促も行ってありますし、また途中で行方が分からなくなった方については、戸籍、住民記録台帳で現住所の方を追跡調査を行いましたけれども、一部の方については既に住基登録から抹消されていたり、行方不明の方もいらっしゃいます。また、放棄に当たりまして、返還の再度の確認を行いましたけれども、いずれの方からも返還についての返事がございませんでしたので、やむを得ず時効満了あるいは免責ということで放棄をさせていただきたいと思います。

債権放棄の総額になりますけれども、未返還額の合計が200万9,000円となります。

今後のスケジュールですけれども、本委員会で決定いただきましたらば、速やかに不納欠損処理をして、債権から落としていく手続に入りたいと思っております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○寺原委員 よろしいでしょうか。

○教育長 寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 今回の4件以外にも時効が満了している債権があるのかという点と、もし仮にある場

合だと、この4件のように基準があると思うんですが、それを教えていただければと思います。

○教育長室長 今のこれ以外にもまだ時効で処理をすべき債権については何件かあります。ちょっと今正確な数字が何件か出てこないんですけども、少なからずございます。ただ、今回挙げなかったのが、まだ調査中の部分がございます、債務者あるいは連帯保証人の居所について追跡調査を行っている段階のものがありますので、順次それが確定次第また来年度に向けても逐次行っていきたいと思っています。

放棄事由については、ほとんどが時効が中心で、それ以外によるものについては、先程見ていただいた資料の一番最後についていますけれども、1号に該当しますけれども、病気等でなかなか収入がないために返済見込みがないケースですとか、あとは6番、既に債務者あるいは連帯保証人が死亡して回収の見込みがないといったことでの放棄もこれまではございました。今回は時効が中心になっていますけれども、そういった死亡等も含めて、今調査を継続している案件が何件かございます。

以上です。

○寺原委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第27号については、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第27号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

4 港区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第28号「港区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育人事企画課長 議案第28号「港区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について」説明をさせていただきます。

資料の構成としましては、条例の案文、それから条例の新旧対照表、最後に今回の改正内容の説明資料となっております。

それでは、一番後ろの説明資料、資料ナンバー4-3を御覧ください。

ご審議いただく内容としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、職員が正規の勤務時間に勤務しない、あるいは勤務することができない状態となった場合の取扱いの規定整備に合わせて、区の幼稚園教育職員の給与の減額免除の基準に関する規則の一部を改正するものでございます。これは、国の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法及び検疫法が先月、2月3日に公布をされ、2月1

3日に施行されたことを受けて、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準が改正されたことを踏まえて行うもので、今回の施行期日としましては、感染症法、検疫法の施行日である本年の2月13日に遡り適用をいたします。

具体的な内容でございますが、新旧対照表となります2枚目の資料を御覧ください。

幼稚園教育職員の給与の減額免除の基準について定めた規則、こちらの別表に定められている規定のうち、感染症の感染防止に関する項について、先程の感染症法及び検疫法の改正に合わせて、線を引いた箇所を追記するもので、感染拡大防止のために自治体等から必要に応じて求められた体温などの健康状態の報告、もしくは自宅や宿泊施設から外出をしないことなど、感染を防止するための協力という文言を追記いたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第28号については、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第28号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

5 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第29号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明をさせていただきます。資料ナンバー5は本条例施行規則の改正案文、続いて資料ナンバー5-2は新旧対照表、最後の資料ナンバー5-3は改正内容に関する説明資料となっております。

それでは、資料ナンバー5-3、最後の説明資料を御覧ください。

本案は、幼稚園教育職員と性別が同一であり、家族として暮らしている者に係る休暇取得の取扱いを、配偶者や届出をしないけれども事実上婚姻関係と同様の事情にある者、いわゆる事実婚に係る取扱いと同等にする。そして、2点目としましては、令和3年度における夏季休暇取得期間を6月1日から10月31日までに拡大をするため、今回「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」の一部を改正するものでございます。

初めに項番1「制度改正の趣旨等」についてでございます。

令和3年1月26日の教育委員会において、「職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあると教育委員会が認める者」

との関係における取扱いを、配偶者又は届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者との関係における取扱いと同等とする「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正について、可決を頂きました。

この度、令和3年第1回港区議会定例会において条例の一部改正が可決されたため、休暇取得要件等を規定するこの規則の方を今回改正し、休暇制度を拡充いたします。

また、2点目の東京オリンピック・パラリンピックの開催が令和3年度に延期になったことと、新型コロナウイルス感染症の先行きがいまだ不透明であることを踏まえ、職員が夏季休暇を計画的に取得することができるよう、これまで「7月1日から9月30日まで」としておりました夏季休暇の取得期間を、令和3年度に限り「6月1日から10月31日まで」に拡大するものでございます。

続きまして、項番2「規則改正の内容」についてでございます。

まず(1)配偶者等の定義についてです。条例改正と同様に、まず職員の配偶者、続いて、届出はしないが事実上職員と婚姻関係と同様の事情にある者、そして3点目としては、職員と性別が同一であって、当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にあると教育委員会が認める者、こちらを「配偶者等」と定義いたします。

(2) 拡充する休暇制度です。

条例及び規則改正により、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間を配偶者等との関係で取得できるよう拡充をいたします。

(3) 令和3年度夏季休暇取得期間の拡大についてです。先程申し上げましたように、令和3年度の夏季休暇取得期間を記載のとおり拡大いたします。

最後、項番3となりますが、施行期日は令和3年4月1日となります。

説明は以上です。よろしくご審議、ご決定のほどお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○寺原委員 1点確認よろしいでしょうか。

○教育長 寺原委員、お願いします。

○寺原委員 今回のこれは幼稚園の教育職員の方のことなんですけれども、皆さんのような区役所の職員の方々に関する規則についても同じような改正というのはもう済んでいたのでしょうか。その点教えていただければと思います。

○教育人事企画課長 こちらも、区の職員につきましては人事課の方で担当しておりまして、同じく今回区議会の定例会の方で決定をしております。

○寺原委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 2の(1)の②「事実上職員と婚姻関係と同様の事情」というのは大体どういうことなのか、改めて教えていただきたいんですが。

○教育人事企画課長 今ご質問いただきました項番2の(1)②「届出をしないが事実上職員と婚

姻関係と同様の事情にある者」についてでございますが、いわゆる事実婚ということで、届出をして結婚はしていないけれども同様の事情にある者ということで、住民票等に（未届）となっている事実婚に関してのものでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○田谷委員 了解いたしました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、採決に入ります。議案第29号については、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないということですので、議案第29号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

6 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第30号「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは続きまして、「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明をさせていただきます。

資料ナンバー6は本規則の改正案文、資料ナンバー6-2、2枚目は新旧対照表、最後のナンバー6-3は改正内容に関する説明資料となっております。つくりは同じようなものになってございます。

それでは、ナンバー6-3を御覧ください。先程の議案第29号は、幼稚園教育職員を対象とした改正でございましたが、本案は、改正内容はほぼ同様ですが、対象を幼稚園、小学校、中学校に配置している会計年度任用講師とするものでございます。説明が重複する部分につきましては、一部割愛させていただき説明をさせていただきます。

まず初めに項番1「制度改正の趣旨等」についてでございます。

令和3年第1回港区議会定例会において、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正が可決されたため、休暇取得要件等を規定する当該規則を改正し、休暇制度を拡充します。また、議案第29号同様、会計年度任用講師が夏季休暇を計画的に取得することができるよう、夏季休暇の取得期間を拡大いたします。

次に項番の2「規則改正の内容」についてでございます。

（1）配偶者等の定義については、先程の議案第29号と同様に、「配偶者等」の定義をいたします。

続きまして、先程と違うところは、（2）要介護者の定義でございます。

恐れ入りますが、資料ナンバー6-2の下段、現行の第10条を御覧ください。これまで当該規

則においては、要介護者を「条例第九条の二第二項に規定する配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は二親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。）」このように定義しておりました。今回の改正におきまして、この要介護者を「（条例第九条の二第二項に規定する要介護者をいう。）」このような表記にいたします。なお、この「条例第九条の二第二項」は、要介護者を定義しており、先日区議会にて条例改正が可決された箇所となります。

では続いて、説明資料ナンバー6-3にお戻りください。

（3）の「拡充する休暇制度」についてでございます。

条例及び規則改正により、出産支援休暇、慶弔休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間を（1）の「配偶者等」との関係で取得できるよう今回拡充をいたします。

続きまして、（4）令和3年度夏季休暇取得期間の拡大についてでございます。

資料記載のとおり、令和3年度の夏季休暇取得期間を6月1日から10月31日までに拡大をいたします。なお、この会計年度任用講師につきましては、令和2年度も6月1日から10月31日までに拡大をしておりましたので、令和2年度に引き続きということになります。

最後、項番3「施行期日」は同じく令和3年4月1日となります。

説明は以上です。よろしくご審議、決定のほどお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、採決に入ります。議案第30号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、議案第30号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 教育長の臨時代理に係る報告事項

1 港区立生涯学習センター101学習室及び学習情報ルームの臨時休止について

○教育長 日程の第2、教育長の臨時代理に係る報告事項に入ります。

報告事項の1になります。「港区立生涯学習センター101学習室及び学習情報ルームの臨時休止について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、新型コロナウイルスワクチン接種会場として利用するため、港区立生涯学習センター101学習室及び学習情報ルームを臨時休止することを教育長が臨時代理で処理しましたので、ご報告いたします。

教育委員会臨時代理報告資料ナンバー1を御覧ください。

項番1「経緯」です。

生涯学習センターの一部を4月から6月までの間、ワクチン接種会場として使用すること

について、令和3年2月22日の教育委員会にてご報告いたしました。しかしながら、十分な量のワクチンの確保が見込めない状況であることから、4月とゴールデンウィークの集団接種は実施できないこととなりました。これにより、接種時期については1カ月後ろ倒しとなったため、生涯学習センター101学習室と学習情報ルームの臨時休止期間を変更いたします。

項番2、記載のとおりとなります。

項番3、休止する期間は、令和3年5月6日から7月31日までです。

項番4、周知方法は、記載のとおりで既にお知らせをしております。

項番5、処理日は3月12日となります。

項番6の「その他」です。

臨時休止期間の変更に伴い、令和3年4月1日から5月5日までは生涯学習施設としての利用が可能となりました。また、7月3日と4日は、東京都議会議員選挙での利用予定となっているため、この2日間もワクチン接種会場としては使用しないこととなっております。

説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいですか。教育長の臨時代理に伴う報告事項1については、報告どおりご承認いただくということにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、教育長の臨時代理に伴う報告事項1については、ご承認を頂きました。

2 緊急事態宣言の解除等を踏まえた区施設及び事業等における対応について

○教育長 次に報告事項の2「緊急事態宣言の解除等を踏まえた区施設及び事業等における対応について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、教育委員会臨時代理報告資料ナンバー2に基づき説明いたします。

報告内容は、政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除及び東京都の緊急事態宣言解除後の対応を受け、令和3年3月22日から区施設の利用時間短縮、新規予約受付再開、使用料金等の減額を行うことを、教育長が臨時で代理し処理しましたので、報告いたします。

項番1の「処理内容」については、後ほど説明します。

処理日は令和3年3月19日になります。

それでは、別紙資料を御覧ください。

リード文はこれまでの経過となります。

政府による緊急事態宣言が1月7日に行われ、1都3県がその区域として指定されました。

この宣言について、政府対策本部長内閣総理大臣は3月18日に、3月21日をもって緊急事態が終了する旨と特別措置法に基づく基本的対処方針の変更を公示しました。東京都知事はこれを受け、同日、緊急事態宣言解除後の東京都の対応について公表しております。このため、港区教育委員会でも所管の施設や主催事業について、感染防止対策に万全を期した上で、次のとおり対応することとします。

項番1、施設の開館時間についてです。

表に記載の施設は、1月9日から開館時間を午後8時までにしていただいていた施設になります。3月22日からは午後9時までとなります。これにより、表の上の三つの施設、生涯学習センター、青山生涯学習館、スポーツセンターにつきましては、通常の開館時間よりも短縮したものとなっております。一方で、午後9時までとなったことにより、氷川武道場、学校施設開放、プール開放事業は通常の開館時間に戻りました。

項番2「箱根ニコニコ高原学園の運営」です。

宿泊施設は、開館時間の短縮要請の対象外であることや、国による基本的対処方針や東京都の協力要請等に都民による都県往来の抑制が含まれていないことから、新規予約の受付を再開いたします。

項番3、この対応の期間は3月22日から3月31日までといたします。

項番4、貸室の使用料や利用料金は、時間で按分して減額いたします。

項番5、区民等への周知は、区ホームページ、緊急かわら版、各施設での掲示、予約・登録者への個別の通知により対応いたしております。また、条例に基づき設置している施設の開館時間短縮に伴う告示につきましては、一括して行います。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、教育長の臨時代理に伴う報告事項2については、報告どおりご承認いただくことにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、教育長の臨時代理に伴う報告事項2については、ご承認を頂きました。

日程第3 報告事項

1 令和3年度予算特別委員会の総括質問について

○教育長 次に日程の第3、報告事項に入ります。

「令和3年度予算特別委員会の総括質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、「令和3年度予算特別委員会の総括質問について」資料ナンバー1に基づきましてご紹介させていただきます。

3月12日に行われました総括質問では、6名の方から15問、教育関係の質問を頂いてい

ます。うち二つの質問についてご紹介をさせていただきます。

4 ページを御覧ください。自民党の黒崎ゆういち委員から、「教育・子育て政策について」という中の少人数学級についてのご質問がございました。

質問の要旨ですけれども、少人数学級の導入は、個に応じたきめ細かな教育を実践していくことができる一方、教室確保、教員数の確保など今後5年間で準備を進めていくことになる。そこで現段階における課題と教育長の克服する意気込みについてというご質問でした。

答弁ですが、全学年での少人数学級の実現に向け、内部改修や増改築などの施設面にとどまらず、現行制度の検証など、制度面での検討も視野に入れています。教員の配置については、法に基づき学級数に合わせて確実に配置されますが、教員の数が増えると質の確保が課題となります。そのため、採用前、そして採用後もより実践的な研修を行うことで、教員の質の向上を図り、子どもたちの学びを保障・充実させてまいりますと答弁いたしております。

二つ目、5 ページ、みなと政策会議の杉浦のりお委員から上段の1、学校運営協議会についてのご質問でした。学校運営協議会の導入の効果がどんなものか、また、少しでも早く全ての幼稚園、学校で設置されるべきと考えるが、教育長の見解はというご質問です。

答弁ですが、協議会を導入した学校では、地域や保護者と目指す学校像や子ども像を共有する場が確立され、学校経営方針などの協議により、学校の取組、課題に対する理解が深まっています。中には、学校と地域の役割を協議して、地域の理解と協力を得たことで、教員の子どもと向き合う時間や教材研究の時間が増えたところもあります。地域や保護者の理解を得つつ、学校教育推進計画に掲げる目標を前倒しできるよう、設置していない幼稚園、小・中学校の園長・校長に対し早期の導入を促してまいりますと答弁しております。

補足ですけれども、令和3年4月から開始されます次期学校教育推進計画では、今後6年間で全ての幼稚園、小・中学校に導入することを目標として掲げています。これを前倒ししてはということでのご質問でした。

簡単ですが、報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは報告事項は以上とさせていただきます。

2 寄付の受領について

○教育長 次に、「寄付の受領について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、「寄付の受領について」報告資料ナンバー2を御覧ください。

令和2年度の修了記念あるいは周年記念として寄付が以下のとおりありましたので、受領いたしておりますので、ご報告をいたします。

まず1番「令和2年度修了記念寄付について」ということで、五つの幼稚園と一つの小学校にPTA等から記載のと通りの寄付を頂いてございます。

また、2番「令和2年度周年記念寄付について」、今年周年を迎えました二つの幼稚園と一

つの小学校において、いずれも記載のとりの寄付を頂きました。寄付を頂いた方につきましては、受領書、お礼状、また100万円を超えるものにつきましては感謝状を教育委員会名で送付をしておりますので、申し添えさせていただきます。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

3 「家庭で大切にしたいことハンドブック」の改訂について

○教育長 それでは次に、「『家庭で大切にしたいことハンドブック』の改訂について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、私から「『家庭で大切にしたいことハンドブック』の改訂について」報告をさせていただきます。

まずは資料ナンバー3を御覧ください。

項番の1でございます。昨年3月に小学校入学前教育カリキュラムの改訂をこの場で報告をさせていただきましたが、その改訂に基づき、主に家庭の教育力の向上や幼児教育から小学校教育への円滑な接続を目指して策定された3、4歳児の保護者向け「家庭で大切にしたいことハンドブック」をこの度改訂をいたしました。

続きまして、項番の2です。改訂に際しまして、学識経験者や公私立保育園長、公私立幼稚園長、さらに小学校への接続も見据えて小学校長の代表で検討委員会を設け、さらに公立保育園の保育士や幼稚園教諭、小学校教諭で、下の部会になりますが、作業部会をつくり検討を重ねてまいりました。

今回の改定は、小学校入学前教育カリキュラムの改訂と同様、幼稚園教育要領あるいは保育所保育指針、学習指導要領の改訂、これらの趣旨を反映させるとともに、実際にこのハンドブックを活用される公私立保育園や公私立幼稚園へお子さんを通わせている保護者の皆様にもご意見を頂きながら、改訂を進めさせていただきました。

続きまして、項番3を御覧ください。主な改定ポイントを挙げさせていただきました。お手元の冊子8ページ、9ページの方をご覧いただけますでしょうか。8ページと9ページです。

まず(1)、こちらの8ページの図では、家庭での教育や園での教育が小学校以降の学校教育につながっていることを図で表しております。この図は、小学校入学前教育カリキュラムにも記載しておりますが、小学校への接続期に見られるようになる「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」や幼児期から18歳の高校卒業までの学校教育において、資質・能力の三つの柱、「知識・技能」「思考力・表現力・判断力等」そして「学びに向かう力、人間性等」が育まれていくことなどを記載し、入園したての3、4歳児の保護者がその後の我が子の成長の見通しを持って育児ができるようにいたしました。このことは、1枚おめくりいただいて、10ページ、11ページにつながります。ここで幼児教育期間の成長発達の見通しが持てるような構成

といたしました。

続きまして(2)、2点目になります。お戻りいただきますが9ページ、5歳児の小学校への接続期に見られるようになる「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を文部科学省の保護者向けの幼稚園教育のパンフレットから引用しました。保護者がより理解しやすいようにこちらに掲載をいたしました。

続きまして3点目です。このことについては文言だけでは分かりにくいので、ちょっとページが飛びますが52ページを御覧ください。こちらに具体的な園での遊びや生活の中で見られる5歳児の「幼児期の終わりまでに備わってほしい姿」、こちらを4コマ漫画の形で掲載をいたしました。たまたま見つけた氷に興味を持った5歳児が、自分たちでも氷をつくってみようとして友達と相談しながら試行錯誤する姿から、幼児期の終わりまでに備わってほしい姿を説明したものとなっております。今はまだ幼い3歳児、4歳児の我が子がいずれ幼稚園、保育園の教育を通してこのような姿に成長していく、そういう育ちの見通しを保護者が持ちやすいように作成をいたしました。

続きまして、4点目です。ページをお戻りいただきますが6ページを御覧ください。6ページの「幼児期の子どもにとっての学び」でございますが、今回の改訂版の前の旧版におきましては5項目しか載せておりませんでした。しかし、幼児期は個人差が激しいことであるとか、幼児の生活や遊びの中の学びは、3、4歳児なりの学びの姿があること、5歳児までのそれぞれの発達に応じてさまざまな学びの姿があることから、5歳児、小学校入学前教育カリキュラムの表記に合わせて、今回7項目とし、下の方にある「試したり工夫したりしながら、物の特性や物事の法則性に気付くこと」あるいは「目的に向かって挑戦し、多少の困難を乗り越えた時の達成感や自己肯定感を養うこと」この二つを加筆し、旧版での5項目から今回は7項目とさせていただきます。

続きまして、5点目です。全編にわたり文言をより分かりやすく修正、重要な箇所を太字にするとともに、アンダーラインも入れて、保護者にとって見やすく分かりやすい表記とするとともに、さらにフォントの方も若干大きくしております。例えば6ページの9行目以降、あるいはちょっとページ飛びますけれども31ページ一番下の「大人がしっかり仕上げ磨きをしましょう」など、このようなところで見やすく読みやすく分かりやすい表記を心がけました。現在ハンドブックを活用している保護者から「どこが大事なポイントなのかが分かりにくい」というような声がございましたので、今回このように改訂をさせていただきました。

続きまして、6点目です。家庭における子育ての男女平等参画。育児は母親だけがするものではないという観点から、今回、父親が子育てをしているイラストや写真。例えば15ページの一番上、父親と一緒に手をつないでいるようなところ。あるいは33ページの一番上のイラストなど、このように増やしました。写真につきましても母親のみにならないよう、例えば4ページ一番上の写真、父親と一緒に芝生のところで遊んでいる写真ですとか、20ページの右上、父親と一緒に走っている姿。このような写真と入れ替えをさせていただきました。ただ、

残念ながら、今年度コロナの状況もありましたので、皆さんがマスクをつけている写真ばかりでしたので、なかなか全部を入れ替えることはできませんでしたが、若干旧版よりも増やすような取組をいたしました。

続きまして、7点目でございます。51ページ及び第3章になりますが、子育てに役立つ情報として、このように昨年オープンしたみなと科学館であるとか、子ども家庭総合支援センターが今回オープンしますので、そのような案内を加筆いたしました。

続きまして、8点目となります。巻末の方になりますが、保護者が子育ての記録あるいは保護者会や懇談会でこのハンドブックを利用した際にメモ等書き込みができるような欄を設けました。さらに、全編にわたって冊子に出てくる関係機関などにつきまして保護者がもっと詳しく知りたいような場合、すぐに調べられるようにQRコードも今回何カ所か新たにつけさせていただきました。

では、資料ナンバー3の方にお戻りいただきまして、最後の方、項番4「今後の取組について」でございます。今後は、改訂したハンドブックを区内の教員あるいは保育士が保護者会や懇談会、個人面談等で活用するように促すとともに、その活用方法につきまして研修会等で周知をまいります。また、今後は英語版も改訂をしまして、令和4年の4月には活用を開始する予定でございます。

最後、項番の5になります。今後のスケジュールについてです。

4月当初は、全園にこれを配布しまして、保護者会等での活用を開始いたします。令和3年5月以降には改訂版を研修会等でも周知しまして、令和4年3月には本ハンドブックの英語版の改訂も行う予定でございます。

以上、説明となりますが、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明、報告について、ご質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

4 令和2年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 それでは、次に「令和2年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、教育委員会報告資料ナンバー4を御覧ください。

「令和2年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」です。

この会議は年間3回教育長をトップとしてさせていただいている会議でございます。その第3回目を書面会議で開催いたしました。こちらの報告をさせていただきます。

内容について御説明させていただきます。2ページ目を御覧ください。項番4のところに「議事」という形で書かせていただきましたが、報告事項が五つございまして、それから「港区の現状や傾向を踏まえた次年度の取組の方向性について」ということで、ご意見を多岐にわたっていただきました。

項番5を御覧ください。報告事項のところでは主立った意見について御説明をさせていただきます。

いじめに関する現状について、資料1を添付してございますが、港区の方から11月に行ったいじめの調査を基に御意見を頂いたという形になります。

子ども家庭支援センターの安達所長からは、SNSのいじめとか、そういったことも関係の相談にも出てくるようなことがあるので、今後要注意だというようなご意見を頂いていたり、あとは子ども家庭課長の野上委員からは、……をつけるときに、継続のものなのか新規のものなのか一部レベルアップのようなものなのかということの取組についてアイコンがあると、これは続いているんだとか、これは新しいんだかというのが分かるので、今後そういった手法を利用するといいいんじゃないかというようなご意見を頂きました。

3ページに行きます。

明治学院の小野委員からは、いじめの認知件数が例年と比較して減少していると感じるんだけど、減少の要因について教えてほしいということでしたので、その下の四角のところ、「教育委員会事務局」というところで書かせていただきました。ポツ二つ目のところなんですけど、臨時休業中においても、スクールカウンセラーや教育相談の相談員に相談できることを改めて何度も何度も繰り返し子どもたちには周知をしました。保護者にももちろん周知をしています。心のケアを充実させたことが挙げられて、その一方で、いじめの認知件数が減少したことは、児童・生徒が他者との関わりがちょっと薄くなってしまったとも捉えることができるので、引き続き児童・生徒の様子を注視して、実態把握に努めていきますということで回答をさせていただきました。

それから、11月のふれあい月間のときに、タブレット端末を利用した相談方法や保護者向けの情報モラル教育座談会を実施しましたし、あとマスクケースをつくって、いじめの連絡先とか、困ったときに相談の連絡先を入れるようなマスクケースも全児童・生徒に配っています。

②番目に行きます。「学校で起きたいじめの事例について」です。

こちらは、いつも普通に開催対応すると、校長先生の方からお話をさせていただいたりとかもするんですけど、今回はこちらで事例を挙げましてさせていただいたと。ある学校の中で、子どもがいじめを起因として、その後色々な先生たちとのやりとりの中で、不安で学校に来れなかったということがあったんですけど、小野委員の方からは、なぜ学校側はいじめ防止対策推進法に基づいて加害児童の出席停止と学習指導を実施しなかったのかというような疑問を頂きました。4ページの四角のところ書かせていただいたんですが、学校があまり対応していないような書類になっていたんですけど、かいつまんで抜粋で書かせていただいたので、連絡は1週間に1回はきちっと取っていたので、代表的なものしか抜粋していなかったの申し訳ありませんでしたということで書かせていただいたのと、この被害児童については、きっかけはいじめを原因としたものという形で最初捉えていたのが、色々聞き取りをしていくと、担任や学校への不信感を原因とした不登校ということで、この後は教育委員会の指導主事も入

って、親御さんとも一緒に話をした上で、今では学校の対応に、「本当によくやってくさってありがとうございます」と親が言うようにはなったというぐらいのものになってございます。

それから、子どもサミットの報告は資料3です。

④番に行きます。「学校における取組について」ということで、芝浦小学校の三浦校長からは、生活指導面で情報モラル教育、人権教育の視点から児童・生徒への指導や家庭からの協力等が挙げられてきている。安全教育の視点からも必要だと感じているので、タブレットの使い方の指導をするにしても、学校から持ち帰ったタブレット端末の使用について保護者から複数の相談が入っているの、今後も教育委員会と相談しながらやっていく必要があるかなという意見を頂いています。

5ページに行きまして、それについて、教育委員会としては、保護者に対する啓発も進めまして、適切に活用できるように周知をしていくことと、タブレット端末を活用した教育相談については、積極的に取り入れていきまして、児童・生徒が身近に相談できる場所として利用できるよう準備をしていきたいということで回答させていただいています。

⑤番です。「港区子ども家庭総合支援センターについて」ということで、周知がございました。

中田委員の方からは、施設見学をしてほしいということでしたが、これを出した後、3月13日に、色々な対象者がいて、こちらの家庭総合支援センターの方でお披露目会みたいなことをしていただいたんですけども、そこに中田委員も参加したというところで聞いております。

それから(2)番に行きます。「港区の現状や傾向を踏まえた今年はいじめ防止の取組の方向性について」というところで、中田委員からは、コロナのこともあってリモートワークが増えているといったことも原因なのかなということから、家庭内の不和が虐待や親子関係の不安定さにつながることもあって、ゲーム依存やSNSのトラブルも増加することが今後懸念されるんじゃないかということ。それから野上委員の方からは、放課後の児童を見守る地域の目が届きにくいようになってきてしまっているんじゃないかなということを感じている。新たな生活様式に沿った地域の見守りの新たな手法を考えなくちゃいけないんじゃないかなという意見をいただきました。教育委員会事務局としては、新しい生活様式が普及する中で、児童・生徒に与える影響についても中・長期的な視点で検討をしていく必要があるんじゃないかなということ、それから今後いじめ問題対策会議でも話題に挙げさせていただければなというところで思っています。

そして、最後6ページを御覧ください。

「その他」のところ、小野委員の方から意見を頂いているんですが、いじめが発生してから1週間程度の期間に弁護士や実績のある教育臨床研究者等の専門家が直接保護者や児童・生徒、教員に関わることでできるシステムを導入したらいいんじゃないかというご意見を頂いたので、現状、港区の教育委員会事務局としては、いじめ発生後の対応については、各小・中学校が「港区いじめ防止基本方針の具体的な取組」に則って適切に取り組んでいると

いう現状があります。きちっと教育委員会事務局の方にもその件については上がってきています。具体的には、スクールカウンセラーが心のケアを行うことや、学校の担当弁護士が専門的な見地から助言するなどの仕組みを構築しているので、現時点ではこのほかの専門家等の対応については考えていませんというような形で報告をさせていただきました。

長くなりました。以上です。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 5 後援名義等の2月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について
- 9 図書館の2月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の2月行事实績について
- 11 図書館・郷土歴史館の4月行事予定について
- 12 4月教育人事企画課事業予定について
- 13 みなと科学館の2月利用状況について

○教育長 次に、「後援名義等の2月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について」及び「各事業別利用状況について」及び「4月事業予定について」「図書館の2月分利用実績について」「図書館・郷土歴史館の2月行事实績について」及び「4月行事予定について」「4月教育人事企画課事業予定について」「みなと科学館の2月利用状況について」の9件については、定例の報告になりますので、配布資料のとおりでございます。

各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内委員 まず一つは、先程の資料でつけてくださった港区子ども家庭総合支援センターがようやく発足をするということですが、どのような形でこれをしていくか。今まで構想の段階では伺っていましたが、ぜひ出発時点でのこれからのことのお話をみんなでお聞かせいただいて、コロナの状況が落ち着けば、ぜひ実地での見学をしたいというふうに思います。

それから、今の最後の資料のところに関連して2点程申し上げると、一つはぜひ郷土歴史館とかみなと科学館の企画展のことなども積極的に案内を頂ければというふうに思います。

例えばみなと科学館も今「スポーツ展」が始まっていますけれども、あれはなかなか面白い取組でいいです。というのは、スポーツの道具に注目をしているんですね。まだ実は私見に行ってませんが、道具に注目すると、材料工学とか人間工学、スポーツ科学、スポーツ医学、全部をどうつなぎ合わせることになります。非常に面白い入口からスポーツを

語る事ができる。そういう意味ではなかなかいいテーマだなと思いますけれども、そういう面白さをこういう場でもう1回共有しながら発信をしていくということは大切なことだと思いますので、ぜひ宣伝をそういう機会を使ってというふうに思っています。私も実はこのテーマ知らずにいて、たまたまメールで見つけて、面白いと興味を持ちました。

それから、せっかくなのでここで申し上げさせていただきますが、図書文化財課からの情報提供みたいなこともしてもらいたい。飯倉にかつて、今、麻布小学校のところには南葵楽堂という音楽ホール、西洋音楽のホールがありました。紀州徳川の徳川頼貞が作ったホールでした。また、イギリス留学中に大量の楽譜等を購入して持ち帰ったのが南葵音楽文庫です。西洋音楽の大変な受容者だとなってます。その文庫について、和歌山県立図書館が頑張って図書の整備をしてくださって、たまたま総括したような本が3冊程、最近出版されています。いずれそういうものも、例えば和歌山県の博物館とか図書館まで取り込んで、そういうものと例えば郷土歴史館と一緒に組んで色々な企画展をやったり、そういうものも面白いと思っています。ちょうど港区に非常に縁のある事業ですので、ちょっとここで情報提供をしました。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。

子ども家庭総合支援センターの説明及び見学については、ちょっと調整させていただいて、しかるべき時期に教育委員の皆様にもご覧いただくような手続を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

PR等については、どんどんしていく形で、イベント等もたくさんの人に参加いただけるように、さらに調整していきたいと思っておりますし、南葵楽堂、音楽についても委員の皆さんにさっき言ったようなところで調整していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょう。

それでは、本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたけれども、委員又は説明委員の皆さんから、お願いします。

○教育指導担当課長 よろしく願いいたします。私の方から2件あります。お願いいたします。

まず1点目です。緊急事態宣言の解除後の学校の対応についてということで、資料はないんですけども、今、緊急事態宣言が解除されまして、港区としては11月24日に出しているガイドラインの改訂版について、今後も引き続き対応して、それに基づいてしていただくということで、各学校には通知を出しております。プラス春休み等の動きもございまして、今後これについても、各学校に、校長会と協議した上でまた情報提供させていただきたいと思っておりますが、通知を出す予定でございまして。大きく都のガイドラインとも踏まえて通知を出そうと思っている点については、例えば部活動については、生徒の体力や健康等の状況を踏まえて、安全を最優先しながら、また具体的に、皆さんやっています

けれども、あれやってくださいというようなことや、春休みの体育祭については、中体連と
いって、中学校の体育の連合会みたいながあるので、そちらの方針を踏まえながらやって
くださいということや、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、現段階では色々な状況を見
ながら別途通知しますよというようなことや、卒業後においても子どもたちに自覚ある行
動を取るようにはしてくださいと。例えばですけど、卒業旅行等は控えるとか、そういうこ
ともちゃんと指導してくださいというようなことを入れたり、あとは家庭における感染のと
ころで、これはありがちなと思うんですが、花見の飲食を回避したり、謝恩会や歓送迎会
への参加を見合わせるようなことを促してくださいというようなことを入れたりしていま
す。あとは、教職員の健康管理のところのものについて、色々……もあったということがあ
るんですが、子どもたちにはマスクマスクって言うんですけど、教員がちょっと何かする
ときに、ふっとうマスクを外してしまって、きちっとつけてないよというようなこともご意
見いただいていますので、ちゃんとみんなでこういうときにはルールを守ってくださいとい
うことをいま一度学校にも伝えていったり、あとは勤務時間外における教員の管理につい
ても、やっぱり短時間での会食実施、家族とかでもそういうふうにはしてくださいとか、先程子
どもたちにも言ったような花見のことについても再度通知をしたいなというふうに思ってい
ます。これが1点目です。

2点続けていいですか。これで一旦切った方がいいですか。

○教育長 併せてやってください。

○教育指導担当課長 分かりました。

では2点目です。2点目は学校での指導についてということで、ご報告をさせていただき
ます。色々な学校から色々な情報が入ってきて、その中で指導についてどうかといったとき
には、指導主事や私の方で学校の方に出向いたり聞き取りをしたりして、ちょっと行き過ぎ
た指導とかあったときには指導をさせていただくということがあるんですが、この度、紅白
帽を忘れた児童に対して授業を受けさせなかった、見学というのがあったという件がござい
ました。それも4回見学させていたということがあって、色々調査をして聞き取っていった
ところ、教員から子どもに、帽子を忘れたときに、帽子を忘れたと連絡帳に書いてお家の人
に見せなさいということを繰り返していたので、きちっとお家の人にそういった事情が伝わ
らず、子どもが悲しい思いをして4回授業に出れなかったということがありました。教員と
しては、授業に出られなかったというよりは、話し合い活動とかそういうのは参加していた
ので、参加であるというふうにその教員は思っていたということなんですけど、子どもにとっ
ては実技も伴いながら、けがとかがあった訳じゃないので、やっぱり参加したかったとい
うことがあったので、こちらとしては、まずは担任からきちっと保護者の方に電話なり連絡帳
なりを書いて大人同士の連絡をする必要性があったのではないかとということで、指導をし
ました。

それから、今言ったように、保護者に連絡することがなかったのに繰り返し体育を見学さ

せるということは指導として適切ではないんじゃないかなというところで指導したところがございます。やはりここの学校の管理職にも、本件を問題点として、しっかり共通の学校のルールとかいうよりも、その学年だけがそういうことをしていたということがございましたので、共通認識のもと、やはり学校として同じような指導をしていかなければいけないということで、管理職には指導をさせていただきました。

なお、こういった忘れ物をしたことで、保護者に大人から大人への連絡することがなく、繰り返し体育を見学させるようなことは指導としてはいいものではないということで、ほかの学校にもこの後情報提供をさせていただきたいというふうに思っているところです。

なお、色々調査をしていくに当たって、この学校においては、同じ教員なんですけれども、忘れ物をした際に授業を止めてしまうと。それはどういう意味かという、なぜあなたは今そのものがないんですかというふうに聞いて、あなたがそれを忘れたって言ってくれないと授業が進みませんと言って、その子のせいで授業が止まったような形になっていたということもございました。それから、忘れ物をして、忘れましてすぐ言った子については連絡帳を書きなさいという指導なんですけれども、そうではなく、探してきなさいと言って、ずっと授業中探すようなことがあったということなので、それはやはり教育的にはどうかなというところで、ないならないで聞いてあげて、じゃあ忘れないように連絡しようねという指導が必要ではないかということで指導をしています。

そして、宿題や学習用具を忘れたことも、どうして忘れたんですかというのを聞くことが指導の中であって、それに対して答えられるお子さんと答えられないお子さんがいるかと思うんですが、答えられなかったお子さんに対して答えるまで起立をさせていたということもございました。それについては、やはり子どもの発達段階や特性に応じてきちっと心に沿って指導してあげなきゃいけないんじゃないかなということで、こちらで指導しました。この件についても併せて各学校に改めて、今、年度末ですので、もう一度各学校での指導について振り返っていただいて、こういったことがないように、やはり子どもたちが安心して学校で学べるような形で保護者と連携してくださいということで、こちらの方から情報提供しようというふうに思っております。

長くなりました。以上です。

○教育長 ただいま教育指導担当課長から2件の報告がありましたが、それぞれについてご意見、ご質問等があればお願いいたします。中村委員、どうぞ。

○中村委員 今、篠崎課長から伺った2点目なんですけれども、忘れ物をするというのは、私の学校法律相談員をやっているときの経験なんです、家庭で何か変わったことが起きているという兆候だったりすることがあると思うんですよ。ですので、なぜ忘れたのかとその原因を問い詰めるというやり方はあまり好ましくない。むしろ、忘れたことは忘れたことで、「ちゃんと次回持って来なさいね」と。それで、ちゃんと教員の方も、ノートに書くだけではなくて、どんな小さなことでも、やはり基本的には家庭の方に「今日お子さんが帽子忘れ

ましたよ」という一報を入れるというようなことを丁寧に指導していくような形を原則にしないといけないのかなど。忘れたことで懲戒をするという方向ではなくて、私は小さいころ廊下に立たされたりしたことがありますけど、今はもう全然状況が違うと思いますので、そういう発想でやっていかざるを得ないし、していかなきゃいけないんだと思います。特に今回の場合は4回もやっている訳ですよ。4回もやっていて、ノートに書いているからそれでとりあえず伝わっていると思う教員の方がそれは悪いと思います。そこは、1回でも何か忘れ物をしたら、どんなに小さいものでも、とりあえず基本的には家庭にも電話なり必ず教師の方から一報を入れるというようなことを原則とした方がよろしいのではないかなと私個人としては思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

篠崎課長、どうですか。

○教育指導担当課長 中村先生、ありがとうございます。

指導の流れとしては、例えば6年生とかがノートを忘れたといたら、じゃ明日持って来なさいということはあるかなと思うんですけど、先生がおっしゃったように4回も忘れていて連絡しないということは、子どもも何か言いづらい状況があったりとか、そういうことがあると思うので、それはやっぱり教師がきっぱりとその子の状況を踏まえたり、保護者に連絡するべきだというふうに私も思っておりますので、それについては、全校にきちっと周知をしていきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。山内委員、どうぞ。

○山内委員 まず一つ目の対応ですね。話しいただいたような形で、今の状況であれば、当面は過度に委縮をせず、できる活動は委縮せずにできるようにしていくということも必要だと思います。ただ一方で、今後いわゆる変異ウイルスの広がり方によっては、子どもの間での感染性は今までよりは高くなってくる可能性がありますから、また状況を見てタイミングを外さずに引き締める。その辺のめり張りを今後つけていくことが迫られるのだとすると、状況を見ながら柔軟にやっていく必要がある。

それから二つ目の点ですけれども、どうも今の話を聞いていると、このクラスは忘れ物をする特定の生徒がそれなりにいる中で起こっていきそうな、そういう様子を感じました。そうすると、結局その学年の担当の先生だけの問題というふうに矮小化しないで、もう少し広く緩やかに考えてもいいんじゃないかと。やはり1、2年生のうちに翌日必要な道具を生徒が自分で用意するという習慣をきちっとつけていくということも必要です。そういう自立心がきちんと取れるように、どう学校と家庭が協力をしながらそういう姿勢を育てていくか。そういう意味で低学年の教育が非常に大切になってくる。そういうことも含めて、改めて学校として大事にしていく。そういうことも考えていかなければというふうに思いながら伺いました。当然されていることだとは思いますが。

○教育長 ありがとうございます。

篠崎課長、いかがでしょうか。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。

やはりしっかりと身につけて自立させていくということが基本姿勢としてなくては行けません、今回の事例で言うと、そういった指導の中よりも、やはり忘れたことで子どもに詰問というか、強く質問してしまったり、そういう対応をさせたということについてはやはり子どもからしっかり指導はさせていただきまされたので、こういったことがないように、基本姿勢、自立心を育てるということも踏まえた上で、やはり適切に保護者の方に連絡も取れるようなシステムにしていきたいと思えます。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 今の指導と保護者への周知という関連で確認なんです、先日、川崎市の小学校で、体育のときに下着を着用させないということが問題になって、市の教育委員会の方でも見解を出していたと思えます。その後、うちの2年生の次男に確認したところ、港区の小学校の一つですけど、下着は着用はしていなかったということをおは初めて知りまして、この辺りは港区全体ではどんな感じなんですか。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。

実は、先々週の月曜日に確か川崎のそのニュースが出ていたと思えましたので、こちらですぐに各学校に、管理職、副校長中心なんですけれども、どうしているかということは聞き取りをさせてもらったんです。一応着せると指導しているというふうに前に調査したときもそうでしたので、今回調査したときも全部、着ているという回答は得られていて、ただ子どもによっては暑いから、男の子とかですね、脱いでるよということはあるんですけど、基本、肌着は汗を吸い取るというメリットがあるので、それを着ると。汗でビチョビチョになって、体育終わった後嫌だという子には、下着をもう1枚持って来て着替えるというようなこともしているようなところもありましたので、そこはきちっと着れるようにという形で再度各学校を指導主事が見直して聞き取り確認をしていたので、ちょっとそういうようなことがあったということで、大変申し訳ないなと今思いながら聞いていたんですが。

○寺原委員 ありがとうございます。

2年生の男の子なので私も正確な聞き取りができていない可能性があるもので、再度確認してみます。

いずれにしても、区の全体的な指導としては、川崎市とは異なって、肌着は着用するという事になっていることが確認できたので、安心しました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 篠崎さんに。先程のいじめ対策の件なんですけれども、新しいタイプのいじめ

というか、SNSとかそういうものを使ったのが出てくるということですが、ここのところのコロナ禍で、コロナに関するような個人的に誹謗中傷するようないじめというのは出ていないんですかね。どうなのでしょう。

○教育指導担当課長 港区では、もしかしたら表に出てないだけなのかもしれませんが、今上がってきている中には、コロナを起因としたいじめというのは出てきていないです。

○田谷委員 どうもありがとうございます。

かなり以前から教育委員会でもその辺のところは学校、先生や親を指導しているので、ないのかなとは思っておりますけれども、やはりそういう事例が今後出るやもしれないので、クラスターが原因になる問題に関して、十分その辺のところは監視の目を光らせておいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。承知いたしました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。中村委員、どうぞ。

○中村委員 ここ最近の新聞報道でしか私も調べていないので詳しいことは分からないんですけど、やはりいじめで自殺した案件が数件あると思うんですね。そのうちの1件の教育委員会のコメントが、生徒がいじめを訴えてはいるんだけれども、加害者に連絡をしないでくれ、もっともといじめられちゃうから加害者に接触はしてほしくないというようなことを言っていたということを理由に対応が遅れたというようなことを教育委員会がコメントをしたと。すみません、詳しいことはあれなんですけど、そういうようなことがあったようです。

私なんかは、よくハラスメントの相談を受けて、ハラスメントの相談で相談をしてくるにもかかわらず加害者には連絡をしてほしくないというような相談が結構あるんです。加害者に連絡取らないでどうやって解決するんだってという話はあるんですけど、そのときに相談者に対して、ここはあなたの言うことを解決するためにはやはり何らかの形で加害者には連絡を取らないといけないし調査をしなきゃいけないんだということを説得するのが大変弁護士でも一苦勞するんですけど、そのようなことをもし生徒が言い出したときに、やはり教育委員会としてその生徒の意思も無視はできないと思いますので、生徒それから保護者に対してはそこを十分に話をして、いじめをなくすためにはある程度調査をし、そしてやっぱり加害者と思われる生徒には色々なヒアリングをしなきゃいけない。そんなことを説得していかなきゃいけないと思うんですけど、港区ではそのような例が今まであったのか。あったのであればどういう対応をしたのか。もしないのであればどのような対応を考えているのか。そこら辺をちょっとお聞きしたいなと思って質問させていただきます。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。

港区の場合には、いじめがあったら全件上がってくるんですけど、そういった言わないでほしいといった内容については今のところありません。ただ、最初の相談の段階で色々ケーススタディとか色々な話の中で上がってくるんですけど、報復が怖いから言わないでほ

しいとか、お母さんに言わないでほしいとか、そういうのは色々あるんです。ただ、こちらとしては、この問題について、やはり色々なしかるべき大人がこの情報を知って、必ずあなたのことを守るためにはこれを大人が知らなきゃいけないんだというような言い方で話をして説得してもらって、いい道につないでいったというのがあります。

例としてははじめではなかったんですけど、不安によって学校に行くとか行かないという問題があったときに、担任の先生が「大丈夫？」って聞いたら「大丈夫です」って答えますよね。聞き方も「大丈夫？」ではなくて、「どうしてほしいの」って聞くことがもうちょっと子どもに寄り添った対応じゃなかったかなということはありません。

なので、それは各学校の生活指導を統括する先生がいるんですけども、その会のところで、どういうふうに子どもたちに聞いてあげたらいいかという、まずは一番話したい、話を聞いてほしい先生を聞いて、その先生と話した上で、誰にだったら話していいよという持っていく方をする。そういったことを各校工夫してやっているようなことを情報共有しているというのが今の現状です。

○中村委員 大変難しい問題だと思うんですけど、とりあえずそれで教育委員会側の初期対応を取らなきゃいけないものが遅くなって、今回の生徒が我慢できずに自殺してしまったということだと思いますので、やはりそういうことが起きたときの対応としてどうすればいいのかというのは、日頃から現場の先生方に教育委員会としてはしっかり主事の方から指導等を丁寧にしておいていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○教育指導担当課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 では私の方から。

○教育長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 今いじめの問題についてお話があり、また、その内容がコロナという状況で影響があるかということがありました。

子どもの問題を考えたときに、いじめだけでなく、実はコロナによってどう孤立感等の心理的影響がある一部の生徒に出るかということももう一つ今後気をつけたいいけない。学校の活動あるいはクラブ活動、それから学校外でのさまざまな活動、そういうのが全部が小さくなっている訳です。あるいは学校の友達との遊びとか、色々なものが小さくなっている。そうすると、一握りかもしれないですけども、ある層ではかなり孤独・孤立感が強くなる。そういうことも考えられる。そういう子どもたちというのはいじめとか何か加わったときに、より反応が出やすくなる。もろさが強く出ます。そういうことも気をつけて見ていく必要があるというふうに私自身は思っていますけれども、実際現場でご覧になってどういところが気になるでしょうか。

○教育指導担当課長 難しい問題かとは思いますが、先生おっしゃるように日頃から色々な様子を見ていただけじゃなくて、言い方があれですけど、現在のトレンドというか、

今のはやり、こういうことでもきっと問題が起きるんじゃないかということ事前に察知をして、ガードを上げておくという必要性があるのかなというふうに思っています。なので、いつも言うように、何でもかんでも手順で指導すればいいんだよということももちろん大事ですけれども、今のトレンド、世相に合わせた指導ということも、しっかり私たち自身が勉強し、学校にもそれは周知をして、オール港区としてやっていけるようにしたいなというふうに思います。すみません。ちょっと回答になってないかもしれません。

○山内委員 ありがとうございます。

今おっしゃったように、やっぱりこういうことが起こり得るかもしれないということ、今言われたようなことの意識を持ちながら丁寧に子どもたちを見ていく。それが実は一番大事なことなんだと思います。

○教育長 ありがとうございます。

今、山内委員からお話がありましたように、このコロナ禍の中で子どもたちが、この言葉は適切かどうかあれなんですけれども、我慢を強いられていることが長く続いているということで、篠崎さんの方からお話があったように、その中で子どもたちはあまり大きな変化なく一生懸命やっているというところなんですけど、我々からすると、この期間が中長期的にその子どもたちにどんな影響が出てくるのかなというところが実はちょっと心配なところがあって、それについても現場の状況を見ながら、中長期的な影響がなければいいんですけれども、出た場合に、それをどこかの時点でリカバリーしていく必要もあるのかなということで、今検討を教育委員会の内部でも始めておりますので、またその状況についてもお知らせできればと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

○山内委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。中村委員、どうぞ。

○中村委員 ちょっと一つ教えてほしいんですけど、タブレットを自宅に生徒・児童が持ち帰ったときにどういうふうな使い方をしているかということの実態調査的なものというのは何かしていないですか。

○教育指導担当課長 まだ調査できるまでの情報が集まっていないです。すみません。

なので今後、例えば今、時間で縛る、長時間使うとかそういうルールについては各校きちっと周知をしているところなんですけど、実際本当に子どもたちがどれだけ使ったかということ調べていたりとか、あとは宿題とかを、中学校が多いんですけど、電子で提出できたり出力できるようになっているので、どのぐらいの頻度で提出させたかということ逆ると、家でどれだけ使ったかというのも出てくるじゃないですか。そういうことについても確認をしていく必要があるかなというふうには思っているところなので、調査した上でまたご報告させていただきたいなというふうに思っています。すみません。

○中村委員 ありがとうございます。

うちの下の娘がしょっちゅう持ち帰ってきているんですけど、私はあまり家にいる時間が

少ないので、娘と接触している時間が少ないので、全部とは思わないんですけど、ほとんどダンスの練習とかいってK-POPばかり見ているんですよ。K-POPのNiziUとか今はやってるああいうダンスを練習するんだって言って、そんなのしか全然使っていないので、「こんなのだったら遊びで与えるのと同じじゃねえか」と思っているんです。私的には取り上げておけばいいって言っているんですけど、一応学校でダンスの授業があるんですよ。学校で何か出し物に出すんだ、その練習だからって。学校で担任の先生に許諾をもらって場所を借りて自分たちのダンスを撮ったビデオを見ながら家で練習したりしてるんです。

だから授業だとは思いますが、ちょっとあまりにもどうなのかな。こんなことをするためにタブレットを1台ずつ与えた訳じゃないとは思いますが、私としても自問自答しているところなんです。

だから、時期が来たら、生徒に聞いても平気で嘘つくでしょうから保護者の方がいい、お子様がタブレットを何時間ぐらい、しかも内容としてはどんなことをやっているかぐらいのアンケート調査とか、そういうのをどこかで1回やっていただいて、それを継続的に、このままずっとやっていくんでしょうから、定期的に例えば1学期に1回とか、それぐらいの間隔で取っていただいて、どういう使い方をされているのかというのは、やはりそれは検証しておいた方がいいのかなと。

すみません、私の家の勝手な心配かもしれませんが、ちょっと気になったので言っておきました。以上です。

○教育指導担当課長 貴重なご意見ありがとうございます。

今、マイクロソフトのフォームズとかで保護者に送るとすぐ回答できるようなものもあるので、それはきちっと調査したいと思います。

学校をかばう訳じゃないんですが、ダンスなどはなかなか密でできないので、家でやるようにとか、そういうことはちょっとあるかもしれないなと思ったので、それも含めて色々学校にも聞いてみたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 中村委員、よろしいでしょうか。

○中村委員 大丈夫です。よろしく申し上げます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

説明委員の皆さんもよろしいでしょうか、全体を通して。大丈夫ですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

特段の事情がなければ、今年度はこれで教育委員会の方は終わりということになりますけれども、本当に今年度は、今日も話題になりましたけれども、コロナに始まってコロナに終わるといって、かなり学校現場を含めて特異な状況の中で1年間を過ごしてきました。じゃあ来年度からすぐにまた新しい日常に慣れるかということもそれも難しいし、コロナがこの先どうなるかということもありますけれども、いずれにしても学校現場の状況を教育委員会

できちっと把握する中でどんどん新しい改善あるいは学校の先生方の質の向上を含めて、子どもたちの学びの場の保障ということで考えていきたいと思いますので、忌憚ない意見を委員会の中で出していけるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。1年間ありがとうございました。

「閉会」

○教育長 では、これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午前11時48分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 山内 慶太